

NO 危険ドラッグ！



最近、店舗やインターネット上で「合法ハーブ」等と称する商品が販売されており、こうした商品を使用した人が、**意識障害、おうと、けいれん、呼吸困難等**を起こして死亡したり、**重体に陥ったり、交通事故を起こす事件が多発**しています。

危険ドラッグとは？

乾燥させた植物片に、合成された化学物質(薬物)の粉末や液体を混ぜたものが主力商品で、パイプなどを使って煙を吸い込んだり、粉末や液体そのものも売られ、鼻ですったり、飲み込んだりして体内に取り込むこともあります。



危険ドラッグ3ない運動

買わない！



持たない！



使わない！



立入禁止 KEEP OUT 警察 POLICE 立入禁止 KEEP OUT 警察 POLICE 立入禁止 KEEP OUT

危険ドラッグは、「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(旧名称:薬事法)」に加え、「愛媛県薬物の濫用の防止に関する条例」でも「所持」「使用」「譲受け」等が**規制**され、**違反した場合には罰則が科**されます。

愛媛県警察本部